



山形県公報

平成18年9月22日(金)
第1778号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                |                         |
|--------------------------------|-------------------------|
| 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出..... | ( 経営安定対策課 ) ...1229     |
| 土地改良事業施行の同意.....               | ( 村山総合支庁農村計画課 ) ...1230 |
| 県営土地改良事業計画の変更.....             | ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ... 同   |
| 県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....        | ( 庄内総合支庁農村整備課 ) ... 同   |
| 道路の区域の変更.....                  | ( 村山総合支庁建設総務課 ) ...1231 |
| 同 .....                        | ( 同 ) ... 同             |
| 県証紙売りさばき人の変更.....              | ( 出 納 局 ) ... 同         |

### 公 告

|                           |                         |
|---------------------------|-------------------------|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | ( 置賜総合支庁企画振興課 ) ...1232 |
| 大規模小売店舗の新設の届出.....        | ( 商業経済交流課 ) ... 同       |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....        | ( 同 ) ...1233           |
| 県営住宅入居者の一般公募.....         | ( 置賜総合支庁建築課 ) ...1234   |
| 一般競争入札の公告.....            | ( 病院事業局 ) ...1237       |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第887号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成18年9月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 加入区の名称  
酒田市南部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市高見台、若宮町及び緑ヶ丘の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- 2 (1) 加入区の名称  
酒田市宮野浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市宮野浦の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- 3 (1) 加入区の名称  
鶴岡市鼠ヶ関加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市五十川及び温海の区域の者が営むもの

## 4 (1) 加入区の名称

鶴岡市鼠ヶ関加入区

## (2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域

ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市小岩川の区域の者が営むもの

## 山形県告示第888号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり同意した。  
平成18年9月22日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 土地改良事業を行う者の名称

東根市(柏原地区)

## 2 同意年月日

平成18年9月7日

## 山形県告示第889号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営八沢地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年9月22日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営八沢地区土地改良事業(中山間地域総合農地防災事業)変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成18年9月25日から同年10月24日まで

## 4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第890号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営たらのき代地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年9月22日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成18年9月29日から同年10月30日まで

## 4 その他

この決定に不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

この処分については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てに対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第891号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年9月22日から同年10月5日まで縦覧に供する。

平成18年9月22日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|---------------------|---|------|----------|---------|
| 山形市大字門伝字御貸山3149番5から |   | 旧    | 12.0メートル | 135メートル |
| 同 字北ノ越2800番7まで      |   |      | 6.6      |         |
| 同                   | 上 | 新    | 24.2メートル | 同上      |
|                     |   |      | 10.6     |         |

山形県告示第892号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年9月22日から同年10月5日まで縦覧に供する。

平成18年9月22日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|---------------------|---|------|----------|---------|
| 山形市大字門伝字御貸山3149番4から |   | 旧    | 16.4メートル | 112メートル |
| 同 3149番5まで          |   |      | 6.0      |         |
| 同                   | 上 | 新    | 23.5メートル | 同上      |
|                     |   |      | 12.2     |         |

山形県告示第893号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第13条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき人の名称を変更した旨の届出があった。

平成18年9月22日

山形県知事 齋藤 弘

| 売りさばき人                     |                            | 売りさばき所の所在地     | 変更年月日      |
|----------------------------|----------------------------|----------------|------------|
| 変更前                        | 変更後                        |                |            |
| 名称及び代表者氏名                  | 名称及び代表者氏名                  |                |            |
| 株式会社吾妻自動車学校<br>代表取締役 猪俣 吉市 | 株式会社米沢自動車学校<br>代表取締役 猪俣 吉市 | 米沢市大字花沢3044番地1 | 平成18. 8. 1 |

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年9月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年9月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 にこここホーム
  - (2) 代表者の氏名  
小島 幸二
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市金池五丁目6番29号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、知的障害者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、支援に関する事業並びに知的障害者の自立生活に関する事業を行いすべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成19年1月22日まで縦覧に供する。

平成18年9月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ山形北  
山形市嶋土地区画整理事業地内62街区1画地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
大和工商リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  
代表取締役 梶本 六夫
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
大和工商リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  
代表取締役 梶本 六夫  
その他は未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年5月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,256平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 308台
  - (2) 駐輪場の収容台数 166台
  - (3) 荷さばき施設の面積 418平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 64.9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前10時から午後9時まで

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
7か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

## 8 届出年月日

平成18年8月31日

## 9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年1月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成19年1月22日まで縦覧に供する。

平成18年9月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンタームサシ酒田店  
酒田市泉町1番2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
タナシン電機株式会社 東京都世田谷区深沢八丁目19番20号  
代表取締役 田中 進作
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 3,600平方メートル  
(変更後) 11,511平方メートル
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - イ 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 152台（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 436台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
    - ロ 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 0台  
(変更後) 48台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
    - ハ 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 100平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 308平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
    - ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 54.60立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 45.34立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
  - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## (変更前)

| 小売業を行う者       | 開店時刻    | 閉店時刻 |
|---------------|---------|------|
| アーランドサカモト株式会社 | 午前9時30分 | 午後8時 |

## (変更後)

| 小売業を行う者       | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|---------------|------|------|
| アーランドサカモト株式会社 | 午前9時 | 午後8時 |

□ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後8時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後8時30分まで

ハ 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

## 4 変更年月日

平成19年5月1日

## 5 届出年月日

平成18年8月31日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年1月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年9月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地               | 原 則  |               | 公 共<br>住 戸 数 | 区 分 | 家 賃                          |                       |                       |                       |                       |                       | 金 額    | 備 考                      |                       |
|------------------|-------------------|------|---------------|--------------|-----|------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------|--------------------------|-----------------------|
|                  |                   | 住宅形式 | 標準<br>家賃<br>円 |              |     | 収入が<br>12万,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が13,000円<br>以下<br>円 | 収入が15,000円<br>以下<br>円 | 収入が17,000円<br>以下<br>円 | 収入が19,000円<br>以下<br>円 | 収入が21,000円<br>以下<br>円 |        |                          | 収入が23,000円<br>以下<br>円 |
| 県営成島アパ-<br>ト1号   | 米沢市成島町三<br>丁目2-95 | 3DK  | 58.0          | 1            | 一般用 | 15,000                       | 18,200                | 21,600                | 24,900                | 28,800                | 33,000                | 38,000 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                       |
| 同 2号             | 同 2-95            | 同    | 64.2          | 1            | 同   | 17,700                       | 21,400                | 25,400                | 29,300                | 33,800                | 38,800                |        |                          |                       |
| 同 米沢中央ア<br>パ-ト2号 | 同 中央七丁目<br>5-77   | 同    | 68.7          | 1            | 同   | 21,800                       | 26,500                | 31,300                | 36,200                | 41,800                | 48,000                |        |                          |                       |
| 同 中田第1ア<br>パ-ト2号 | 同 中田町658<br>-3    | 同    | 68.8          | 1            | 同   | 22,200                       | 26,900                | 31,800                | 36,700                | 42,400                | 48,700                |        |                          |                       |
| 同 3号             | 同                 | 同    | 69.9          | 1            | 同   | 22,800                       | 27,700                | 32,700                | 37,800                | 43,600                | 50,100                |        |                          |                       |
| 同 4号             | 同                 | 同    | 75.4          | 1            | 同   | 25,200                       | 30,600                | 36,200                | 41,800                | 48,300                | 55,400                |        |                          |                       |
| 同 5号             | 同                 | 同    | 75.4          | 1            | 同   | 25,800                       | 31,000                | 36,600                | 42,300                | 48,800                | 56,100                |        |                          |                       |
| 同 開口アパ-<br>ト3号   | 南陽市宮内352<br>-3    | 2DK  | 57.3          | 1            | 同   | 19,600                       | 23,700                | 28,100                | 32,400                | 37,400                | 43,000                |        |                          |                       |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成18年10月2日から同月6日まで(ただし、郵送の場合は、平成18年10月6日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成18年12月上旬



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、マルチスライスCT装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年9月22日

山形県立救命救急センター所長 小 田 隆 晴

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形県山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2  
(2) 日 時 平成18年11月1日（水）午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 マルチスライスCT装置 一式  
(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 納入期限 平成19年2月16日（金）  
(4) 納入場所 山形県立救命救急センター  
(5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告（平成18年1月20日付け山形県公報第1709号）により公示された資格を有すること。  
(2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。  
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。  
(4) 9の(1)により提出された製作仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形県山形市大字青柳1800番地 山形県立救命救急センター-医事経営課用度係 電話番号023(685)2623

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 そ の 他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類（以下「製作仕様書等」という。）を平成18年10月20日（金）午後3時までに提出すること。  
この場合において、製作仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。  
(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。  
(3) この入札及び契約は、山形県立救命救急センターの都合により、調達手続の停止等があり得る。  
(4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : X-Ray Computed Tomography Scannar : 1
- (2) Time-limit for tender : 11 : 00 A.M. November 1, 2006
- (3) Contact point for the notice : Management Division, Yamagata Prefecual Lifesaving First Aid Center, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata- ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2623

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行 | 誤                      | 正        |
|------------|-----------|-----|---|------------------------|----------|
| 平成18. 3.31 | 号外(10)    | 17  | 7 | 障害者自立支援法(平成17年法律第123号) | 障害者自立支援法 |